(陳受28第7号)

現在、そして「親亡き後」においても、精神障害者が尊厳を持って地域で安心して暮らせる福祉施策の充実を求めることに関する陳情

受理年月日	平成28年2月5日
陳情者	吉祥寺本町4-14-15 第二金曜会 代表 高辻 清長 ほか6名

陳情の要旨

第二金曜会は武蔵野市において25年の歴史を数える精神障害者の家族会です。ボランティア活動団体として地域の障害者とその家族を支え、お互いに助け合いながら安心して生活ができることを目指して活動してまいりました。

現在、本市で精神障害者自立支援制度の受給者は、武蔵野市の人口の約1.4%(平成26年度、およそ2,000人)と集計されていますが、ひきこもりや鬱状態の方など潜在的には、はるかに多数の方が精神疾患と闘っております。武蔵野市には精神科病院が存在せず、大部分の入院や治療は近隣地区の病院に依存しているため、他市に比べ各社会資源は決して豊富ではありません。

折しも、平成25年に「障害者総合支援法」(地域社会における共生の実現に向けて、 障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律)が 施行され、地域において新たな障害保健福祉施策を講ずるものとされました。

武蔵野市でも障害福祉計画を策定し、「相談支援体制の充実」「地域生活支援の充実」「社会参加の充実」等の基本理念が作成され、重要施策として掲げてあります。既に計画の策定後1カ年ほど経過しており、これらの施策の進捗状況を検討する時期であると考えます。

会員の多くの方から寄せられる御意見・心配は、親亡き後、障害を持つ子たちはどうなるのか、どういう対策が取り得るのかという問題です。これは決して一家族で解決できる課題ではなく、地域やもっと広い市民社会全体の問題として捉え早急に解決策を探らねばならないと考え、以下の施策の充実を求め、陳情します。

記

1 緊急搬送など「24時間支援体制」の強化

統合失調症などの精神疾患は若年で発症することが多く、幻聴・幻覚を伴うことがあります。突然の発症により自傷他害のおそれがある場合には、夜間休日を問わず病院への緊急搬送が必要となります。夜間に突発的に起きることも多く、受け入れ先の病院を親が探すことは極めて困難です。このような現状に鑑み医療と福祉、時には警察などとの連携による、「24時間受付・支援体制」を強化していただきたい。

2 ひきこもりや孤立している家族のもとへのアウトリーチ(専門家チームによる訪問 支援)の体制づくり

病状が悪化する前に早期発見、早期治療が何にも増して重要です。講演会などへの参加者は「どこに相談したらよいかわからない」との声が多く聞かれます。現在は市の障害者福祉課が相談窓口になっていますが、土日祭日及び窓口受付時間外の窓口を

明確化していただきたい。ぜひとも相談機能の強化と一元化を図り、手厚い訪問支援 体制を確立願いたい。

3 作業所と職業訓練施設の拡充による自立支援

障害者の自立は、「家族以外の人とかかわれること」が重要とされます。他市に比べ本市では施設数が少なく、社会参加の機会を逸しております。計画にある「社会参加の充実」に向け早急に環境づくりに努めていただきたい。

4 グループホームなどの居住支援の強化

退院促進、自立の要件として親からの自立が重要とされています。現在グループホームは「ミューのいえ」の1施設で、収容人数は最大7名のみであり、入居不可による退院待ちもあるようです。三鷹市は100名を超えており、人口11万人の小金井市でも28名を数えています。福祉計画に策定された「地域生活支援の充実」の実行をぜひお願いしたい。

5 精神障害者の療養生活のための施設(特別養護老人ホーム)の開設を

親亡き後の心配は、精神障害者の3分の1と言われている症状も障害も重篤な子の行く末です。また今後加齢により自立生活が困難になる場合も起こります。専門知識を持ったケアと財産管理などのサポートがある施設をぜひつくっていただきたい。

6 他の障害者との取り扱い格差の是正

市発行の「障害者福祉のしおり」によると、身体・知的に比べ精神障害者に対する福祉行政には格差があり、心身障害者福祉手当、医療費助成、住宅費(家賃)の助成などさまざまな分野で精神障害者は不利な扱いを受けております。また、精神障害者も他の障害と同様、障害等級によっては社会生活の機能低下などの著しい障害があることを御理解いただき、他障害と同様の取り扱いを検討いただきたい。

7 議会への要望など

本市には病院もなく支援施設も少ないため、当家族会の新規会員の増加も滞っており、会員の高齢化は深刻です。会の衰退の不安を抱えながら、障害を持つ子の行く末のため、地域で孤立している方々のため、少ない役員で頑張っているところです。ぜひ、定期的に私たちの実態をお聞きいただき、さらに本市の状況を精査していただきたい。また、近隣他市の状況などの視察を通じて、福祉都市として安心して暮らせるように改善していただきたい。そして、障害者総合支援法や、障害者差別解消法などにのっとり、障害に応じた合理的配慮がなされるようご尽力いただきたい。